

愛知県環境影響評価審査会新城・設楽風力発電部会 会議録

1 日時 2022年（令和4年）2月22日（火）午前10時から午前11時まで

2 場所 愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 議事

(1) 部会長の選任について

(2) (仮称)新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について

4 出席者

(1) 委員

佐野委員、橋本委員

【オンライン出席】

塚田委員、富田委員、中野委員、西田委員、櫃田委員、義家委員、吉永委員

(以上9名)

(2) 事務局

環境局：

小野技監、加藤環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

谷口課長、戸田担当課長、鈴木課長補佐、国立主査、中村主任、大島技師

(以上8名)

(3) 事業者等

6名

【オンライン出席】2名

(以上8名)

5 傍聴人

1名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 部会長の選任について

- ・ 資料1について、事務局から説明があった。
- ・ 部会長について、佐野委員が互選により選出された。
- ・ 部会長代理について、佐野部会長が塚田委員を指名した。
- ・ 会議録の署名について、佐野部会長が中野委員と吉永委員を指名した。

イ (仮称)新城・設楽風力発電事業計画段階環境配慮書について

- ・ 資料2から資料6について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【塚田委員】資料3別紙4の保安林の形と配慮書14ページの保安林の形が異なると思うが、どちらが正しいのかを教えてください。

【事務局】事業者を確認したところ、配慮書に掲載されている保安林は環境アセスメントデータベースの情報等を基に作成しており、資料3別紙4に掲載されている保安林は、地番ごとの公図を確認して作成したとのことである。また、今後、保安林の詳細な境界について地権者に確認していくとのことである。

【塚田委員】本事業の複数案は区域を広めに設定するタイプということで、事業実施想定区域を広めに設定していると思うが、方法書段階までに区域を絞り込むという理解でよいか。

【事務局】本配慮書では事業実施想定区域を広めに設定しており、関係法令等を踏まえて、方法書以降において区域を絞り込んでいくこととなる。具体的にどのように絞り込むかについては今後検討されることとなる。

【塚田委員】部会や審査会において配慮書段階で述べる主要な意見は、区域の絞り込みに関する意見と考えている。部会報告(案)の1(1)において、国立公園について許可基準を満たすことができない場合は、風力発電機の設置を回避することとの意見が記載されているが、保安林も同様に回避しなければいけないと考えるので、その旨も、追加していただきたい。

【事務局】御指摘を踏まえて保安林に関する事項を部会報告(案)に追加したい。保安林の意見の考え方として、法令的な観点からと重要な自然環境のまとまりの場の観点からの、どちらの観点からの意見を想定しているのかを教えてください。

【塚田委員】法令的な観点からは、当然配慮すべきと考える。例外的に保安林を解除することもあるのかもしれないが、それよりも回避することを優先していくことが重要と考える。

【事務局】部会報告(案)に追加する保安林に関する文言について、塚田委員に相談させていただければと思う。

【吉永委員】国立公園に風力発電機を設置する際は、国立公園の管理者と協議をした上で許可基準への適合を確認することが必要と理解している。許可基準の一つに山稜線を分断しないことという基準があるが、事業実施想定区域は小高い尾根が続いている地域であり、眺望する場所によっては必ず山稜線を分断することとなると思うが、どの地点からの眺望を重視するというようなルールはあるのかを教えてください。

【事務局】部会報告(案)に記載の国立公園管理者は県であり、国立公園の許可権者も県となる。景観について著しい妨げとならないか否かの対象となる眺望点は、国立公園内の主要な眺望点が該当し、例えば、国立公園内の園地や眺望施設が該当する。山稜線を分断するか否かの対象となる眺望点は、国立公園内外を問わないということになっているので、更に国立公園外の主要な眺望点も、該当してくることとなる。眺望点の選定については、部会報告(案)に記載したように国立公園の管理者等と調整した上で選定されることになると考える。

【吉永委員】眺望点の選定は、はっきりとしたルールがあるというより、今後の協議の中で具体的に選定されていくという理解でよいか。

【事務局】平成25年に環境省において国立公園や国立公園に風力発電施設を設置する場合の景観に関するガイドラインが作成されており、このガイドライン等を参

考に、協議により具体的な眺望点が選定されることになると思う。

【吉永委員】実際には景観の観点や、その他の許認可の内容を踏まえた上で、事業実施想定区域内にスポット的にポツポツと風力発電機が設置されることになると思うが、事業実施想定区域が広めに設定されているので、非常に大規模に山を削ってしまうような印象を地域住民に与えており、住民の方から心配の意見が出ているのかなと思う。

風力発電機の配置は発電効率や風況等の兼ね合いで検討されると思われるので難しいかもしれないが、事業実施想定区域の東に小学校が存在しているので、3つの事業実施想定区域のうち、北側や西側の区域の開発を主として、東側の区域の南東部分には集中して風力発電機を設置しないなど、住民に配慮して事業を検討していただければと思う。

【事務局】吉永委員に御指摘いただいた事項を事業者伝えて、住民の不安を払拭できるように事業者から地域住民に対してしっかりと説明を実施していただきたいと考えている。

【檀田委員】前回の審査会時に、現段階では3つの事業実施想定区域の全てに必ず風力発電機を設置するか決まっていないう旨の説明があったと思う。住民の意見として景観や生活環境に対して非常に強い意見があるように思うが、住民の生活環境への影響が特に大きいと考えられる場所は把握しているのか。

住民意見としてこれだけ強い意見が出てきて、説明不足というだけでなく、住民が具体的にどのような心配や不安の意見を持っているのかということは今後把握していくのか。

【事業者】現段階において、地元にお住まいの全員の方々に事業計画を説明しているわけではないので、これから地元の方への説明会を設けさせていただいて、檀田委員から御指摘いただいたように、地元の方が特に不安を感じていることを把握しながら、今後の検討を進めさせていただきたいと考えている。

【橋本委員】先ほど塚田委員から指摘があったように、保安林について防災、水質、動物の生息環境にも影響してくることから、是非配慮していただきたい。

今回、事業実施想定区域についての複数案が設定されているが、風力発電機の大きさに関する複数案は設定されていなくて、風力発電機のロータ直径が130メートルの一択となっている。部会報告(案)の景観の意見では、風力発電機の規模についても配慮した事業計画とすることとなっているが、風力発電機の大きさについても検討の余地があるなら検討していただきたい。大きさによって工事用道路の幅も狭くなるかもしれないし、影響の及ぶ範囲も小さくなるかもしれないので、風力発電機の規模も含めて検討することを求める意見を追加していただきたい。

【事務局】1点目の保安林についての配慮を求める御指摘について、先ほど塚田委員からも御指摘があり、部会報告(案)に追加させていただきたいと考えている。

2点目の事業計画の検討に当たって環境影響が低減できるよう風力発電機の規模も含めて検討することを求める御指摘について、部会報告(案)の1(3)において、事業計画の検討にあたって、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避低減することを求めているが、国内外の最新の知見を踏まえて、どれぐらいの規模だったらどの程度の騒音が発生するか、またどれぐらいの風力発電機の大きさだったらどのような景観の見え方になるのかなどの情報を収集して、事業計画に反映していただきたいと

いう趣旨でこの意見を記載しているがどうか。

【橋本委員】部会報告（案）の1（3）の意見では、風力発電機の規模も含めて検討することを求める意見には読めないと考えるので、追加をお願いしたい。

【事務局】部会報告（案）の文言について、橋本委員に相談させていただければと思う。

【佐野部会長】事務局から説明があった部会報告（案）について、塚田委員及び橋本委員の御意見を踏まえて修正する必要がある。その修正内容については、塚田委員と橋本委員に確認をいただいた上で、私に一任させていただくこととしてよろしいか。

（委員から意見等はなし）

【佐野部会長】異議なしとされたので、表現方法については私に一任いただき、修正を加えたものを部会報告として審査会に報告させていただく。

（3）閉会